

管理者	事務局長	次長・室長 主席主幹	所長・主幹	係長・主任	主任・係
●	●	●	●	●	

議 決



議決 408号
3.9.23
埼玉西部環境

鳩山新ごみ焼却施設環境保全対策協議（以下「当協議会」という。）は、埼玉西部環境保全組合（以下「組合」という。）に対して、組合の令和3年度当初予算にあった「地元対策費の全額を減額する。」とした補正予算の決定に関して協議の申入れと質問を行います。

前略

貴組合は、去る8月11日開催の組合議会に、令和3年度地元対策費予算（2億円）の全額を減額するとした補正予算案を提出し、同補正予算案は同議会において議決されました。

この情報を、我々鳩山町泉井地区並びに上熊井地区（以下「当地区」という。）の貴組合施設に関する担当部会である「鳩山新ごみ焼却施設環境保全対策協議会」は、令和3年8月12日付の朝日新聞の記事で初めて知りました。

まさに青天の霹靂です。

当協議会は、貴組合が、当地区若しくは当協議会に一切の報告も相談もなく、突然に「地元対策費の全額を減額する。」とした補正予算を決定したことについて、深い失望と強い怒りを禁じ得ません。

そもそも、上記補正予算の決定は、鳩山町行政組織において、地元対策費の執行に関して「官製談合」という違法行為が行われたらしいことが要因となっているものと推測されますが、当協議会は確定的な正確な情報を鳩山町からも貴組合からもいただいております。朝日新聞の記事のみが情報源です。当該「官製談合」については、当地区は一切関わっておりませんし、当地区には全く責任のない問題であります。ペナルティは、町行政に課されるべきものです。

鳩山新ごみ焼却施設の建設に先立ち、当地区（2地区）と貴組合及び鳩山町を含む1市3町との間で締結した「（仮称）鳩山新ごみ焼却施設の運営等に関する協定書」は、第1条において地域の生活環境の向上を図ることを目的とすると明記しているところ、同協定書第17条第1項は、「甲は、・・丙（両地区）の区域住民の生活、住環境・・等に要する費用として、地元対策費を交付する。」となっており、その名宛人は鳩山町ではなく、丙である両地区の区域住民のはずです。鳩山町（乙）の失態により、両地区（丙）の権利が侵害される理由も根拠もないはずで

更に同協定書第24条には、「この協定に定めのない事項又はこの協定についての変更の必要若しくは疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。」と定められているところ、今回の貴組合の「地元対策費の全額を減額する」という事態は、同協定書第17条1項（地元対策費及びその活用）に反するものです。まさに、「この協定についての変更の必要若しくは疑義が生じたとき」に該当しますので、貴組合は、補正予算決定に先立ち、当協議会と協議をすべき義務があります。

貴組合は、協定書に定める協議義務（第24条）を無視して、同協定書第17条第1項に反する決定を強行しました。当協議会は、協定書の前提となった貴組合との間の信頼関係を踏みにじられた思いです。当協議会は、貴組合との信頼関係を前提に、本件ごみ焼却施設の建設工事を受け入れ、その後の稼働も受け入れたのです。残念でありません。

つきましては、当協議会は、貴組合に対し、令和3年度地元対策費予算（2億円）の全額を減額するとした補正予算案が議決された後であり、極めて不本意ではありますが、令和3年度の地元対策費について、上記協定書第24



条に基づく協議を申し入れます。協議の日時、場所については、当協議会代表者及び事務局と協議の上、設定していただきたいと考えます。

なお、当協議会として貴組合に対してお伺いしたい点を下記のとおり整理しました。協議に先立ち、書面にて、予めご回答をお願いいたします。

記

質問 1

令和3年度組合当初予算に計上された「地元対策費（2億円）」を全額減額するとした事は、協定書第24条の規定に基づき地元との「協議」が必要な事項であります。しかし、組合は地元との協議を全く行わずに、当該決定を行いました。組合が行った行為は、まさに協定書第24条に違反するものであることは明白であり、貴組合の責任は極めて重大であります。貴組合が地元との協議を行わずに、この決定に及んだ理由、そうした手続きを決定した経過を誠心誠意説明していただきたくお願いいたします。

質問 2

地元対策費は、地元がごみ焼却施設の建設受け入れに同意したことに対して、貴組合が地元の地域振興等の事業に

要する費用として交付を決定し、協定書第17条に明記し、交付を約束したものであります。今回、その交付が止まった背景は、鳩山町行政組織が引き起こしたという「官製談合」という違法行為にあると考えます。協定当事者である我々地元が問われる責任は一切ありませんが、地元対策費の交付が止められたことで、不当な被害を受けることになりました。この事態を招いた貴組合の責任は重大であります。貴組合が令和3年度組合当初予算に計上された「地元対策費（2億円）」を全額減額することが協定書第17条第1項に違反しないと考えた理由をお答えいただくと共に、地元に対していかように収拾を図るのか、その対応を明確にお答えいただきたくお願いいたします。


鳩山町
3.9.22
12-18

鳩山町
共
3.9.22

質問 3

交付が止まった令和3年度地元対策費（2億円）について、組合は今後どのように取り扱うのでしょうか。今後補正予算を組まれるべきと思われませんが、最悪の事態では、令和3年度地元対策費（2億円）は不交付となる事もあるのでしょうか。組合の考えを明確にお答えいただきたくお願いいたします。

質問 4



今回の組合の一連の行為、特に地元との協議を行わなかったことは、地元との信頼関係を根底から覆すものとなりました。今後予定される「新鳩山ごみ焼却施設」の建設・運営に当たっては、協定書に記載のない事項に関して、協議が必要となることは明らかです。そして、地元の理解と協力が不可欠ではないでしょうか。地元との信頼を損ねたことで、今後の施設建設及び運営に大きく影響が及ぶことは必至です。今後の地元との関係について、組合はどのように進めて行く意向なのか、明確にお答えいただきたくお願いいたします。

上記の質問について、文書により回答をお願いいたします。回答期限は、本内容証明郵便が到着した日から10日以内とさせていただきます。

回答書の送付先は、当協議会の会長宛にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

草々

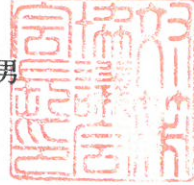
令和3年9月22日

郵便番号 3 5 0 - 0 3 0 3

埼玉県比企郡鳩山町熊井 1116

鳩山新ごみ焼却施設環境保全対策協議会

会長 小久保光男



郵便番号 3 5 0 - 2 2 2 3

埼玉県鶴ヶ島市大字高倉 5 9 3 - 4

埼玉西部環境保全組合

管理者 斉藤芳久様



この郵便物は令和 5 年 9 月 22 日
第 76295 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

